第十一条第三項第二号中「中小企業総合事業団法施行令第三条第一項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「中小企業総合事業団法施行規則第八条第一項第一号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第二十八条第一項第一号イ」に、「設置」を「整備」に改める。

第十六条の十二の二第一項第三号を次のように改める。

三　協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

第十六条の十二の二第一項第四号中「中小企業総合事業団法施行令第三条第一項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「中小企業総合事業団法施行規則第八条第一項第一号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第二十八条第一項第一号イ」に、「設置」を「整備」に改める。

第十六条の十二の二第一項第五号を次のように改める。

五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十条第一項第三号若しくは第六号に規定する事業又は同条第二項第一号に規定する合併会社（製造業又は情報サービス業を行うものに限る。）が実施する同条第一項第一号に規定する事業に限る。）の用に供するために施設を整備する事業

第十六条の十二の二第一項に次の二号を加える。

六　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号二に掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十一条第一項第五号若しくは第六号に規定する事業又は同条第二項第一号ロに掲げる要件に適合する共同化計画に基づき実施される同条第一項第一号に規定する事業若しくは同条第四項第一号に規定する出資会社（製造業又は情報サービス業を行うものに限る。）が実施する同条第一項第二号に規定する事業に限る。）の用に供するために施設を整備する事業

七　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業の用に供するために施設を整備する事業

第十六条の十二の二第二項第一号中「中小企業総合事業団法施行令第三条第三項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第二項第一号」に、「中小企業総合事業団法施行規則第十二条第一号イ、ロ若しくはハ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十六条第一号イ若しくはロ」に、「同号ヘ」を「同号ニ」に改め、同項第二号中「中小企業総合事業団法施行令第三条第三項第二号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第二項第二号」に、「中小企業総合事業団法施行規則第十三条第一号ロ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十七条第一号ロ」に改め、同項第三号を削る。

第二十四条の五の二第三号を次のように改める。

三　協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

第二十四条の五の二第四号中「中小企業総合事業団法施行令第三条第一項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「中小企業総合事業団法施行規則第八条第一項第一号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第二十八条第一項第一号イ」に、「設置」を「整備」に改める。

第二十四条の五の二第五号を次のように改める。

五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハ及びニに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社（合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものに限る。）が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。）

附　則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第二十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月一日　厚生労働大臣　坂口　力

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第五号中「定めるもの」の下に「（専ら他の医療用具の製造の用に供される医療用具及び薬事法施行令第十五条第一項の規定による届出の内容に従って製造され、又は輸入された医療用具（以下この項において「製造専用医療用具等」という。）を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「定めるもの」の下に「（製造専用医療用具等を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定から適用する。

○厚生労働省令第百十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十一条第六号の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月一日　厚生労働大臣　坂口　力

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十号、第四条第一項第六号及び第二項第三号並びに第五条第一項第四号及び第二項第三号並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の十第一項第二号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月一日　農林水産大臣　亀井　善之

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第五条第二十号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第二十一号中「都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十七条第一項各号に掲げる工事に係る」を「独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十八条第一項各号に掲げる」に改め、「若しくは鉄道施設の敷地」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第五条の六第七号中「地域振興整備公団が実施する地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条第一項第三号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項第一号」に改める。

第五条の十六第五号レ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号ツ中「中小企業総合事業団又は」を削り、「中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三号）第三条第一項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第三号」に改め、「中小企業構造の高度化に寄与する」を削る。

第七条第十四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第十五号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「若しくは鉄道施設の敷地」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第七条の五第五号レ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号ツ中「中小企業総合事業団又は」を削り、「中小企業総合事業団法施行令第三条第一項第一号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号」に改め、「中小企業構造の高度化に寄与する」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。